The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	管轄システムからみた外国法人等の国際裁判管轄
Author(s)	野村, 美明
Citation	阪大法学. 2010, 60(1), p. 41-77
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54951
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

管轄システムからみた外国法人等の国際裁判管轄

野村美明

はじめに
一　国際裁判管轄ルールの背景と事務所一般管轄説
二　事務所の所在以外の一般管轄の基礎の可能性
（1）日本における代表者の住所
（2）法人の設立準拠法所属国
三　業務関連管轄説の根拠
四　事務所一般管轄は特別管轄によって代替できるか
（1）事務所一般管轄を認めた下級審裁判例
（2）特段の事情を認めて事務所一般管轄を否定した裁判例
（3）事務所・営業所がない場合の子会社および継続的事業活動の例
（4）まとめ
五　国際裁判管轄立法の考え方
（1）業務関連管轄説の採用
（2）制限的な継続取引（doing business）管轄の採用
（3）特段の事情論の適用範囲
おわりに

（阪大法学）60（1-41）41〔2010.5〕

はじめに

判例は、日本における外国法人等の事務所の存在を根拠として、民事訴訟事件一般についての国際裁判管轄を認めてきた。しかし、多くの学説は、日本の国際裁判管轄は事務所の業務と関連を有する事件に限られるべきであると主張する。以下では[1]、外国法人等の事務所が日本にあれば、事件の種類や内容を問わないで一般的に[2]日本に国際裁判管轄を認める見解を裁判管轄「事務所一般管轄説」といい、日本における事務所の所在を一般的な管轄の根拠とすることを否定し事務所の業務と関連のある事件に限定すべきであるとする見解を「業務関連管轄説」ということにする。

筆者は、一つの法域における国際裁判管轄は個別の管轄ルールの総体としてとらえるべきであって、個々の管轄ルールを他のルールから切り離して他の法域のルールと比較したり評価したりするのは方法論として正確さを欠くと考える。本稿は、システムとしての管轄の観点から、事務所一般管轄説と業務関連管轄説の根拠をあらためて検証し、日本における最近の国際裁判管轄立法提案[3]に見られる基本的考え方を批判的に検討することによって、国際裁判管轄に関する日本の理論のさらなる発展のための素材を提供するものである。

以下では、一では日本の国際裁判管轄ルールを支えている基本的な考え方を整理し、事務所一般管轄説がよって立つ基盤を明らかにする。二では一般管轄の基礎となりうる他の管轄原因を検討したうえで、これを三で業務関連管轄説の根拠と比較し、さらに四では特別管轄による事務所一般管轄の代替可能性を裁判例で検証し、最後に、判例の特段の事情論を一般条項化した場合の危険性などを指摘し、立法がよって立つべき基本理論の重要性を明らかにしたい。

一　国際裁判管轄ルールの背景と事務所一般管轄説

日本の国際裁判管轄に関するルールは、国際裁判管轄を規律する国内法や一般的な条約等[4]は存在しないという有力な学説[5]の影響のもとに、学説・判例によって発展させられてきた。最高裁判例はすべて、被告が日本に住所を有する場合には日本の国際裁判管轄が認められることを当然の前提として、被告が日本に住所を有さない場合における日本の国際裁判管轄の有無を判断するものである[6]。

判例は、被告住所地管轄の例外として日本の国際裁判管轄が肯定されるためには、日本と事件との間にどのような法的関連が存在すればよいのかという一般的命題を設定し、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を内容とする条理を解釈原理とし、日本の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を日本の裁判権に服させるのが条理にかなうという定式[7]を明らかにしている。

日本には国際裁判管轄ルール（渉外的事件についての裁判権行使の限界を定めるルール）はないという理解を前提とし、日本国内に裁判籍が認められる事件については日本の国際裁判管轄を肯定し、どの裁判籍も認められないものはこれを否定するという見解は、個別の裁判籍の存在から逆に国家の一般的な裁判権の限界を推知するという意味で「逆推知説」とよばれる[8]。上記の判例の定式も、条理の部分を無視すれば、逆推知説に分類されることになる。

ところで、民訴法四条五項は、「外国の社団又は財団」（法人でない社団または財団を含むが[9]、以下では「外国法人等」という。）の普通裁判籍（民訴法四条一項）は、「日本における主たる事務所又は営業所」（以下では文脈により「事務所」または「営業所」のいずれかのみを用いることがある）により定まると規定している[10]。したがって、

上記判例の定式にあてはめれば、外国法人等の事務所が日本にあれば、日本の裁判所は、原則として事件の種類を問わないで裁判権を行使することができる。[11] しかし、日本における外国法人等の事務所の存在を根拠として日本に一般的な国際裁判管轄を認める「事務所一般管轄説」に対しては、事件と事務所業務との関連性を要求する「業務関連管轄説」からの強い批判がある。[12]

他方、最高裁のファミリー事件は、マレーシア航空事件判決が述べた民訴法の裁判籍によって国際裁判管轄を見いだす逆推知説による定式を維持する一方で、「我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。」という「特段の事情論[13]」を認める。しかし、「特段の事情論」は、個別事案において民訴法の裁判籍が日本に存在しても日本の国際裁判管轄を否定する修正を可能にする（したがって、「修正逆推知説」と呼ばれる。）ものであるが、一般原則として外国法人等の事務所を基礎とする一般的な国際裁判管轄を否定するものではない。

判例は原則として事務所一般管轄説に立つ。最高裁マレーシア航空事件判決[14]は、航空機事故の遺族によるマレーシア会社Ｙに対する訴えについて、次のように判示して国際裁判管轄を認めた。

被告が外国に本店を有する外国法人等である場合にはその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかし、被告が日本となんらかの法的関連を有する事件については例外的に日本の裁判権に服させても相当とされる場合があり、「この例外的扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当」である。具体的には、日本と事務所または営業所など民訴法の規定する裁判籍のいずれかが日本国内にあると

きは、例外的に日本の裁判権を及ぼしても、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念から導かれる条理にかなう。

最高裁は以上の原則に依拠して、Yが日本における代表者を定め東京都に営業所を有するというのであるから、「たとえYが外国に本店を有する外国法人等であっても、Yをわが国の裁判権に服させるのが相当である。」と判示したのである。

これに対して代表的な学説は、被告が法人などの団体である場合、その国際裁判管轄は、法人等の主たる事務所または営業所によって決定されるべきで、主たる事務所または営業所が世界中のいずれの国にもないときは、主たる業務担当者の住所によるべきであるという。[15] いいかえれば、一般的な事件についての法人の国際裁判管轄をその本拠地国にのみ認めようとする立場である。[16] この説では、民訴法五条五号の類推から、日本にある事務所または営業所における業務に関する訴えについてのみ、国際裁判管轄を認めるべきだとする。

法人等の普通裁判籍に関する民訴法四条四項は、「法人その他の社団又は財団」（以下では「法人等」という）の普通裁判籍を、①「その主たる事務所又は営業所」により、事務所または営業所がないときは②「代表者その他の主たる業務担当者の住所」により定まるものとしている。この規定（旧民訴法四条一項）[17]は、明治二三（一八九〇）年民事訴訟法（旧旧民訴法）一四条二項に該当する。旧民訴法の土地管轄に関する規定は、立法当初は国際裁判管轄規定としての二重機能を果たすものと解されていたが、[18] 旧旧民訴法の規定も同様に理解されていたと推測される[19]（以下では国内土地管轄の規定が国際裁判管轄規定としての機能も果たすという考え方を、「二重機能説」[20]という。）。

旧旧民訴法では、会社の本店が外国にある場合は外国に普通裁判籍があるから、日本の普通裁判籍は認められな

い。そうすると、これを受け継いだ旧民訴法四条一項も同様に解されるはずだが、大正一五年の改正過程において、このような解釈を否定するために民訴法四条四項に該当する旧民訴法四条三項の規定が加えられた。[21]

旧民訴法四条三項が、外国の社団又は財団の普通裁判籍を「日本における事務所、営業所又は業務担当者」の住所によらせたのは、第一に旧破産法一〇五条[22]の文言に従ったことおよび第二に大審院判例[23]の影響を受けたからであった。[24]ではその後の法発展は事務所一般管轄説にいかなる影響を与えているだろうか。

第一の点については、国際破産管轄に関する立法の発展を検討する必要がある。

旧破産法一〇五条は、「破産事件ハ債務者カ営業者ナルトキハ其ノ主タル営業所ノ所在地、外国ニ主タル営業所ヲ有スルトキハ日本ニ於ケル主タル営業所ノ所在地、営業者ニ非サルトキ又ハ営業所ヲ有セサルトキハ其ノ普通裁判籍ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄ニ専属ス」と規定し同法一〇七条は二次的に財産所在地の専属管轄を定めていた。国際破産管轄については逆推知説または修正逆推知説によって、国内土地管轄規定が国際的管轄を直接決定するかまたは決定する手かがりとなるものと解釈されてきたから、これらの規定も国際破産管轄を定めるものと解釈される。[25]しかし、外国に主たる営業所を有する営業者の場合において、国際破産管轄も専属的と読めたり、日本における主たる営業所の所在地管轄がない場合にのみ財産所在地管轄が認められると読めたりするので、規定としての明確性に欠けるといえる。[26]

平成一二年改正により旧破産法にあらたに国際裁判管轄に関する規定が設けられ、[27]現行破産法[28]四条となった。破産法四条は、「この法律の規定による破産開始の申立ては」、「債務者が法人その他の社団又は財団である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときに限り」することができる（民事再生法四条も同じ）と規定している。これに対して同法五条は破産事件に関する国内土地管轄を定め、同条一項は、営業者で外国に主たる営業所

を有するものの所在地、第二項は第一項の規定による管轄裁判所がないときは債務者の財産所在地を管轄する地方裁判所がそれぞれ管轄すると規定している。[29] 破産法ではこのように別個に規定されたことにより、国内土地管轄規定に国際裁判管轄規定としての二重機能を果たさせる必要はなくなった。

以上のように、破産法において国内土地管轄とは別の国際倒産管轄規定がもうけられたことは、二重機能説に立脚しない国際裁判管轄立法の方向性を示すものといえる。しかしながら、その場合でも日本における外国法人等の事務所等の所在を一般的な国際裁判管轄の基礎とするというルールを立法することはできるので、事務所一般管轄説を覆すことにはならない。なお、破産法の土地管轄規定は類型的であるので、独立の国際管轄規定を設けてもシンプルに規定できるが、後述するように、多様な管轄原因のある民事訴訟の場合には二重機能説によるほうが国際裁判管轄法制としては簡明であると思われる。

第二の大審院判例が依拠した法律にも改正があった。大審院判例は、法人等の普通裁判籍を定めた旧旧民訴法一四条二項の解釈として、外国会社も法人またはその資格において訴えられることができる会社であるから、わが国における代表者を定めて設置した支店の所在地はその普通裁判籍であるとみなすのは当然であると判示していた。[30]

大審院は、この解釈の根拠として、外国会社が日本に支店を設け、当時の商法二五五条に従ってその代表者を定めた場合には、その代表者は、日本の会社と同様に、会社の営業全部につき一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限を有する旨の規定があることとのバランスをあげる。そして、この規定の趣旨は、外国会社がわが国に支店を設けたときは、これを設けない場合よりもわが国においてその会社に関する法律関係を生ずることが頻繁だと考えられるから、公益を保護するために、わが国に在住する者とその外国会社との関係においては、あたかもわが国において会社を設立した場合と同様の取り扱いをする必要があるからであるという。

外国会社の日本における代表者の権限については、平成一七年改正前の商法[31]にも受け継がれていた。しかしながら、平成一七年の改正により、会社法[32]八一七条二項は、「外国会社の日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する」と規定して、外国会社の日本における代表者の権限を、外国会社の日本における業務に関するものに限定した[33]。これは、事務所一般管轄説の論拠を弱めるものといえる。

大正一五年改正は、大審院判決にあらわれた原告である外国会社の内国債権者の保護という目的のために、被告の住所地管轄の大原則に変容を加えたものである。このような一種の特別裁判籍の考え方を普通裁判籍に関する規定に持ち込むという無原則な改正趣旨は、事務所一般管轄説のそもそもの理論的弱さをあらわしているともいえる[34]。

ところで、平成一四年改正前商法は、外国会社が日本において継続取引を行うためには代表者を定め営業所を設置して登記する義務があった[35]。平成一四年改正は、電子商取引の発展等を考慮して営業所設置義務を廃し[36]、代表者設置義務（会社法八一七条）のみに規制を緩和した[37]。外国会社が営業所を設けた場合には登記を要するものの（会社法九三六条）、営業所を設置しないで代表者のみを置く外国会社については、国際裁判管轄はどう考えるべきかを次に検討する。

二　事務所の所在以外の一般管轄の基礎の可能性

（1）日本における代表者の住所

民訴法四条五項は、外国法人等の普通裁判籍について、日本国内に事務所または営業所がないときは「日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所」により定まると規定する。それでは、日本における代表者等の住所

に基づいて一般的な国際裁判管轄が認められるか。継続取引をする外国会社については、会社法八一七条一項は前述のように代表者設置義務を課し、さらに一人以上は日本に住所を有するものでなければならないとするから、このような外国会社に、日本におけるいかなる訴訟についても応訴義務を課すのは不合理ではない。

外国会社について会社法八一七条一項と類似の規制方法を採用するニューヨーク州では、判例法上、被告の所在（presence）が州内にあれば、州は被告に対するあらゆる訴訟について裁判管轄を有するとされている。そして法人が州内で継続的事業を行うための認許（license）を受け、そのために訴状受取代理人を任命すること（ニューヨーク事業会社法三〇四条）[38]が州内での所在を推認させるので、ここから一般的な裁判管轄が認められると解釈されている。[39]

もちろん、そのような認許を受けていない外国法人については、州内で実際に継続的事業（doing business）を行っていることが認められた場合には、被告に対するあらゆる請求について一般的に裁判管轄が認められる。[40]これに対して、非居住者の継続的事業に至らない州内取引（transacts any business within the state）については、その取引から生じた（arising from）訴訟についてのみ特別管轄が認められる。[41]

しかしながら、ニューヨーク州の場合は、会社法上の認許と訴状受取代理人の任命が一般的な裁判管轄の認定に結びつくという解釈が判例や注釈書によって広く知られている。他方日本においては、外国会社の代表者の設置・登記義務が民訴法四条五項の「日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所」を通じて一般的な国際裁判管轄につながるとの考えは主張されているものの、[42]一般的に知られているとはいえない。したがって、外国法人等の主たる事務所や営業所が外国にある場合にまで日本における代表者等を根拠として一般的な国際裁判管轄を認めるのは、管轄ルールに関する当事者の予測可能性や期待に反する結果となるので、適当とはいえない。もちろん、

事務所等を有さない団体や事務所等の所在がわからない団体については、それが日本に代表者を有する場合には、日本に一般的な国際裁判管轄を認めてよい。

もっとも、筆者は立法論としては外国法人等の代表者等の住所は国際裁判管轄の根拠となりうると考えるが[43]、前述のように、現在では外国会社の日本における代表者の権限は外国会社の日本における業務に関するものに限定されている（会社法八一七条二項）ことからも、日本における業務に関連した事件についてのみに限定すべきである。具体的な立法論としては、後述のように、外国法人等の代表者等の住所は、法人等の事務所等を含めて他の国際裁判管轄原因でカバーできるのであれば、国際裁判管轄の基礎として認める必要はないと考える。

（2）法人の設立準拠法所属国

法人等の原則的な一般管轄の根拠となりうるものに、法人の設立準拠法の所属国がある。まず、法人等がその主たる事務所または営業所（以下では「本店」という。）のある国で一般的に訴えられることは疑いがない。つぎに本店の場所を、設立の際に登記すべき定款等記載の所在地と解するならば、その所在地は設立準拠法所属国と一致する。他方、定款等所定の本店所在地が実際の本拠地（統括中心地）と異なる場合には、事実上の本拠地を本店と解して[44]、その場所に一般的な管轄を認めればよい。したがって、日本の一般的な国際裁判管轄の根拠としては[45]、設立準拠法所属国を独立の管轄原因とする必要性はない。

なお、もっぱら日本に本拠をおき、日本において事業を行うことを主たる目的とする擬似外国会社や擬似外国法人については、日本における営業所等を根拠として（民訴法四条五項）日本に一般的な国際裁判管轄を認めうるが（後掲④判決参照）、むしろ事実上の本拠地の所在地が日本にあるとして、日本の裁判管轄を認めてもよいだろう。

外国法人等の原則的な一般管轄は、外国判決の承認における間接管轄の解釈において実際的に問題となる。たとえば、外国の法人等の本店所在地国でなされた判決については、民訴法一一八条一号の国際裁判管轄（間接管轄）が認められるだろう。しかし、前述の擬似外国会社・擬似外国法人の例では、たとえばデラウェア州法人の定款所定の本店がデラウェア州にあっても事実上の本店所在地が他の州（または国）にあるから、一般的な訴えについての間接管轄は当該他州（または他国）に認められるべきであって、デラウェア州に認めるべきではない。

外国の法人等について日本に一般管轄を認めるべき場合であっても、外国の裁判所に専属させるべき事件については、日本の国際裁判管轄を認めるのは不適切である。たとえば、会社の設立無効の訴えなどは（会社法八二八条、八三五条一項参照）、営業所の存在以外に日本と何ら関係がない場合には、外国会社の設立準拠法国で提起すべきである。[46]

三　業務関連管轄説の根拠

事務所業務関連管轄説は、事務所一般管轄説に対して、日本における業務と全く関連のない訴訟について応訴を強制することは当事者間の公平に反する結果となると批判する。[47] しかし、具体的にどのような事情が当事者間の公平に反する結果なのかは論じられていない。

業務関連管轄説を主張する立場からは、航空機事故の被害者の遺族が航空会社を訴えたマレーシア航空事件判決に対しても当事者の公平という訴訟上の理念に反するという批判がある。[48] 他方、大規模な保険会社が世界的な運送会社を訴えた後掲①事件において、裁判所は、国際裁判管轄を認めることが原被告間の公平を著しく害するとはいえないと判示している。

以上のように、当事者間の公平は事務所一般管轄説を排して業務関連管轄説を採用する決定的な根拠とはならない。

なお、一般的規定として特段の事情論を採用した場合には、業務関連管轄説が批判する事務所一般管轄説によった場合に起こりうる管轄の拡張という不都合も事後的に調整されてしまう。後述するように、特段の事情論の事後的な調整機能に期待しすぎると、拡張的な管轄を認めうるような規定を無原則に設けることにつながり、管轄の事前の予測可能性が犠牲にされるおそれが出てくるのである。

業務関連管轄説のもう一つの根拠は条約[49]であるが、条約の締約国間で認められる管轄原因は、非締約との間で認められない場合も多いので、これも説得的とはいえない。たとえば欧州連合（ＥＵ）の「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の承認及び執行に関する規則[50]」（以下では「ブリュッセルＩ規則」という）五条五項は、ＥＵの構成国に住所を有する者は、「支店、代理店その他の施設の業務から生じた紛争[51]」については、他の締約国において、その支店、代理店その他の施設が所在する地の裁判所で訴えられると定める。

他方、ブリュッセルＩ規則四条一項は、ＥＵの構成国に住所を有さない者については、裁判管轄は各国の国内法によって決めるとする。同条二項では、ＥＵ構成国に住所を有するものは、住所を有さない被告に対しては、各国の「過剰管轄」の規定を利用することが認められている。したがって、ＥＵに住所を有さない日本の自然人や法人には、たとえば一時的に所在する被告に対する手続開始文書の送達に基づく英国の裁判管轄規則が適用される[52]。

以上からもわかるように、業務関連管轄説はＥＵの対外的な裁判管轄ルールとはなっていない。また、前述のように、米国には継続的実質的取引（doing business）を行う者については業務関連性を問わず一般的な管轄を認める裁判管轄ルールがある。一九九二年からハーグ国際私法会議で開始された「民事及び商事に関する裁判管轄権及

び外国判決に関する条約案」の作成作業が挫折した最大の原因が、普通裁判籍（一般管轄）としての継続的事業活動を禁止するか否か、特別裁判籍（特別管轄）としての活動ベースの管轄をどの程度認めるかで米国と欧州諸国が妥協できなかったからであった。[53]

以上からは、各国は国際裁判管轄に関する条約における国際裁判管轄ルールと国内法としての国際裁判管轄ルールを区別しているのであって、国家間の合意ができるまでは、自国の国際裁判管轄ルールはそれがいかに過剰管轄といわれようとも、簡単には変更しないことがわかる。したがって、ＥＵや米国との比較からは、日本が国際裁判管轄立法において業務関連管轄説を採用すべき積極的根拠は出てこないというべきである。

四　事務所一般管轄は特別管轄によって代替できるか

一では、事務所一般管轄説は不合理ではないが外国会社については従来に比べてその根拠が弱まったこと、他方、三では、業務関連管轄説があげる「当事者間の公平」は個別的な考慮にとどまり、説得力がないこと、また業務関連管轄説は比較法的な裏付けも十分ではないことをみた。しかしながら、国家の裁判権行使の限界を定める国際裁判管轄は、市民の裁判を受ける権利（憲法三二条）を背景に、個別の管轄規定の相互補完性に基づき一体的なシステムとして成り立っているので、個々の規定の評価だけでは十分ではない。

二では事務所・営業所の所在以外に外国法人等の一般管轄の原因となりうる根拠を検討したが、法人の代表者の住所や設立準拠法所属国も、事務所一般管轄を代替するものとはなりえないことを示した。以下では、国際裁判管轄ルールとして事務所一般管轄説を採用しないとすれば、特別管轄の規定で代替することができるかを具体的な裁判例を用いて検討する。

（1）事務所一般管轄を認めた下級審裁判例

(a)　事案

下級審で事務所一般管轄説に依拠したことが明らかなものには、次の例がある。

①東京地中間判昭和五七年九月二七日[54]（東京海上対ＫＬＭ）は、保険会社である原告Ｘがイタリアで締結された運送契約の履行中にイタリアで発生した盗難事故に関して被告航空運送会社Ｙに運送契約上の損害賠償等を求めた事件である。裁判所はＹの防御活動の不便は世界的活動によって利益を得ていることから生じる負担であり、Ｘが大規模な保険会社であっても国際裁判管轄を認めることがＸ・Ｙ間の公平を著しく害するとはいえないとして、Ｙの日本における営業所の所在を根拠として一般管轄を認めた。

②大阪地判昭和六一年一二月二四日（ストッキング輸入事件）[55]は、日本法人が韓国法人である被告Ｙから購入したストッキングについて瑕疵担保責任が追及された事件である。裁判所はＹが「日本国内において営業所を有する以上、たとえその支店の業務に関するものでなくても本社に連絡をとって代理人を選任することができるし、証拠の収集その他裁判の追行に特に支障があるとは考えられ」ないとして、特段の事情も否定して、国際裁判管轄を認めた。その他の管轄原因は主張されていない。

③東京地判平成一五年九月二六日（信越化学対ＢＮＰパリバ）[56]は、日本法人である原告Ｘがフランス法人の被告Ｙに対し信用状に基づく支払いを求めた事件で、信用状がＸとインド法人との輸出取引のためにＹのボンベイ支店で発行されたことは特段の事情にあたらないとして、Ｙの日本における営業所の所在（民訴法四条五項）を根拠として業務関連性を問うことなく一般的に国際裁判管轄を認めた。本件では、信用状債務は持参債務であるから義務履行地は債権者であるＸの住所地にあるとして、義務履行地管轄（民訴法五条一号、商法五一六条一項）も認めら

れた。

④東京地中間判平成一九年三月二〇日（みずほ銀行対ＵＳＯ）[57]は、Ｘ銀行の債務者である訴外日本法人が米国の不動産投資に参加するために設立したデラウェア州法人ＹがＸに対して米国で提起した損害賠償等請求訴訟に関連して、ＸがＹに対して日本で提起した債務不存在確認請求事件である。裁判所は民訴法四条一項、同条五項により、Ｙの日本における主たる営業所および代表者の住所による普通裁判籍を根拠とし、Ｙの活動の実体が日本であることなどを理由に特段の事情の存在を否定して、日本に国際裁判管轄を認めた。

(b) 分析

①ではワルソー条約二八条の到達地国の国際裁判管轄は、条約の適用が否定されたため認められなかった。運送契約の一方当事者が実行運送人であったことが理由である。Ｘは不法行為地の管轄を主張したが、判断されていない。営業所所在に基づく一般管轄を認めない場合でも、到達地である日本に所在する営業所の業務に関連した事件として、業務関連管轄を認めることができた事例だと思われる。

現在であれば、イタリアからオランダ経由で日本までの本件運送にはモントリオール条約一条二項により同条約が適用されるから、同条約一条四項により実行運送人による運送にも適用される。この場合には、同条約三三条による裁判管轄に加えて、実行運送人について四六条の追加的管轄が定められており、三三条により到達地である日本の裁判管轄が認められる。したがって、モントリオール条約のシステム内においては、ＸとＹとの当事者間の公平は確保されていることになる。

ワルソー条約二八条一項は、国際裁判管轄規定であると同時に国内土地管轄規定という二重の機能を果たす。[58]このことは、主たる営業所所在地とか契約を締結した営業所の「所在地の裁判所」という規定ぶりからも明らかであ

る。したがって、条約の規定の国内化のための特別の土地管轄規定はおかれていない。モントリオール条約三三条一項も同様の規定を引き継いでいる。[59]

②の事件で問題とされた取引は、Yによれば韓国のYの本社で行われたものでありYの日本における営業所の業務とは関係のない取引から生じたと主張され、Xの主張によれば相被告であった日本法人はYの一〇〇％子会社であり、その営業活動はYの営業活動と同視されるべきだという。この主張が認められれば、Yの一〇〇％子会社をYの営業所として業務関連管轄を認めることは可能であろう。しかし裁判所はその他の管轄原因を問題とすることなく、事務所一般管轄説によって日本に国際裁判管轄を認めた。したがって、この事件で事務所一般管轄説による必然性があったのかどうかは不明といえる。

③の事件は信用状取引で一般に起こりうる紛争であり、信用状の受益者であり輸出者であるXが信用状を発行したボンベイ支店（信用状発行銀行）の本体であるフランス法人Yに対して信用状に基づく輸出代金を請求する訴訟を日本で提起できるとするのは自然だとおもわれる。Xが信用状に基づくYの支払い債務を争うためにフランス（Yの本店所在地）やインド（信用状を発行したボンベイ支店の所在地）に出かけなければならないとすれば、Xの裁判を受ける権利を否定するに等しい。管轄規則の解釈としては、特段の事情という個別的な利益衡量においてXが実際上外国で訴訟を追行できるかどうかとは関係なく、貿易取引における一般的な信用状の受益者と発行銀行との関係で考えるべきである。

そうだとしても、判決のように民訴法四条五項に基づく事務所一般管轄説[60]による必然性はない。信用状の受益者による信用状に基づく支払請求事件については、支払義務の履行地管轄（民訴法五条一号）で一般的に対応できると思われるからである。支払い義務の履行地を、受益者が条件に合致した書類を提示し支払いを受けた地と解釈す

れば[61]、本件では日本が履行地となる。

もちろん、Xの請求とYの東京支店の業務との間に、たとえばYの東京支店が本件信用状の通知銀行であるというような関連性が認められるならば、業務関連管轄（民訴法五条五号）によっても対応できるが[62]、発行銀行本体の日本支店がたまたま通知銀行になったことが管轄の存否を左右するのは予測可能性に欠ける。なぜなら、このような解釈のもとでは、外国銀行が、自分の海外支店が発行した信用状について自行の在日支店ではなく、日本の他の銀行を通知銀行とすれば業務関連性なしとして日本の管轄を免れることになるからである。

以上とは異なり、最後の④の事件の被告は「擬似外国法人」とでもいうべき存在である。Yは米国デラウェア州法に準拠して設立された外国法人であるが、その設立目的は米国における投資先のパートナーシップ持分を保有するためであり、米国での営業活動等の実体はなく、Yの代表者も日本に住所を有しているというのであるから、もっぱら日本に本拠をおき、日本において事業を行うことを主たる目的とする「擬似外国法人」であったと考えられる[63]。

④事件でXの事務所一般管轄が認められない場合には、事務所の業務に関連した事件（民訴法五条五号参照）として日本の国際裁判管轄を認めることになるだろう。

なお、④事件では不法行為地管轄（民訴法五条九号参照）も認められているが、XのYに対する不法行為が債務不存在確認訴訟における管轄原因とされているので、その妥当性は疑わしい。

（2）特段の事情を認めて事務所一般管轄を否定した裁判例

以上に対して、事務所等を根拠とする一般管轄を特段の事情の存在を認めて否定した裁判例もある。

(a)　事案

⑤東京地裁昭和六一年六月二〇日判決（遠東航空事件）[64]は、台湾の国内線で起きた航空機事故の遺族Xらが事故機の製造者Y_1および販売者Y_2に対して不法行為に基づく損害賠償を求めた事件である。裁判所は、Y_2が東京に営業所を有しているから普通裁判籍があるとしながら、特段の事情を認めてXらの訴えを却下した。

本件訴訟の提起前に、日本人遺族を含む多数の外国人からなる原告らは、米国のカリフォルニア連邦地方裁判所において、本件と同じY_1およびY_2を相手どって損害賠償を請求していたが、裁判所は、フォーラム・ノン・コンビニエンス（不便宜法廷）の法理に基づきこれを却下した。[65]

⑥東京高判平成一二年一二月二〇日（記念金貨事件控訴審）[66]は、被告銀行ジュネーブ支店に「シューラー氏気付け」で行われた送金が被控訴人の利得となるか否かが中心的な争点とされた事例において、不当利得の準拠法を利得発生地法であるスイス連邦法のもとで銀行実務について判断することになるからスイス連邦の裁判所において審理するのがもっとも合理的であり、また被告の日本における営業所が本件について何ら関与していないとして特段の事情を認め、日本の国際裁判管轄を否定した。

(b)　分析

⑤判決では、台湾との間では事故原因を審理するための証拠を司法共助により利用できないことが特段の事情を認める大きな理由となったものと思われる。しかしながら、米国訴訟の原告のうちアメリカ市民とアメリカに居住する台湾人については連邦地裁判決以後ほとんど和解が成立しており、[67]日本での訴えを却下された日本人原告らは居住地である台湾で裁判することになる他の原告に比べると不利な和解を強いられるおそれがある。

⑤判決が当事者間の公平に関する特段の事情を判断するのに米国地裁判決に大きく依拠しながら、「原告らが台

湾において本件損害賠償請求の訴を提起せざるをえないとしても格別当事者間の公平という理念に反する点は見出せない」というのは、米国航空機会社の訴訟戦略を考慮すれば形式的にすぎるといえよう。[68] Y_2の営業所の所在による一般管轄を認めないとしても、業務関連性を広く解して業務関連管轄を認めるか、Y_2の日本における継続的事業を根拠として国際裁判管轄を認めるべきであった。[69] Y_1の日本子会社についても継続的事業に基づく管轄を認める余地があると考えるが、[70] 継続事業と事件との関連性を厳格に求めると、これは認められないことになる。

⑥判決では、他の管轄原因は主張されていないが、本件事案のもとでは営業所の業務関連管轄も認められないであろう。

（3）事務所・営業所がない場合の子会社および継続的事業活動の例

外国法人が日本に営業所等を有さない場合でも、日本で継続的事業を行ったり、子会社を有して事業活動を行ったりする例も多い。⑤判決もその例であるが、他にも次のような裁判例がある。

⑦横浜地判平成一八年六月一六日[71]は、日本法人であるXが、台湾法人であるYに対し売買代金を請求した事案である。裁判所は、第一にYが日本で「実質的・継続的に商業活動を営んでいる」ことから直ちに国際裁判管轄を肯定することはできない、第二にYの関連日本法人が、実質的にYの「事務所又は営業所」として機能しているとは認められないとし、売買代金請求訴訟について日本に民訴法四条五項および同法五条五号の裁判籍はないとし、日本の国際裁判管轄を認めなかった。

⑧東京地判平成一九年一一月二八日[72]は、外国法人であるY_1の日本における一〇〇％子会社（Y_2）をY_1の営業所と同視してY_1に対する特許権侵害による損害賠償を求めた事件である。裁判所はY_2の法人格が形骸にすぎないとまで

はいえずY[2]の法人格を否認する事情がないとして営業所の所在に基づくY[1]の一般管轄を否定したが、民訴法五条九号により不法行為地管轄、同法七条本文により併合請求の裁判籍による国際裁判管轄を認めた。

⑨東京地判平成二〇年六月一一日[73]は、外国法人A（日本に営業所を有する）に対して預託証拠金返還請求権を有するXが、外国法人の被告Y（日本に営業所を有さない）とAとの実質が同一であると主張してYに預託証拠金返還請求をした事件において、Xの主張を認めず国際裁判管轄を否定したものである。

（4）まとめ

（1）の①から④までの事件はそれぞれ、①ではYの営業所の業務関連管轄、②ではYの一〇〇％子会社の所在によるYの営業所業務関連管轄、③は支払い義務の履行地管轄が代替候補となりうる。④ではYが日本法人と同視されて主たる営業所の所在による一般管轄が認められるかまたはYの営業所の所在に基づく業務関連管轄が代替候補となるだろう。また、（2）の⑤事件はY[2]の営業所所在による一般管轄が認められないとすれば、業務関連性を広く解して業務関連管轄が認められる可能性がある。最後の⑥事件は、事件と日本との関係がうすいので、日本に国際裁判管轄を認める必要性は少なく、営業所の業務関連管轄も認められないだろう。

以上のように、具体的な裁判例からは、義務履行地管轄および営業所の業務関連管轄が事務所一般管轄の代替的管轄として機能する可能性が高いといえる。

これに対して、（3）の裁判例は、外国法人が日本に営業所等を有さない場合でも、その在日子会社または関連会社が被告の事務所または営業所と同視できれば、少なくとも業務関連管轄が認められる可能性を示している。

法的には別法人である複数の企業が統一的な指揮の下に一体となって国際的に事業を行っている事情があれば、

第三者の外観への信頼を保護するためにも、被告と事業拠点の法人格の相違に拘泥しないで、事務所または営業所概念をより柔軟に行うべきであるという見解がある。[74] 事業所一般管轄を認めないのであれば、このような事務所・営業所概念の柔軟な解釈は必要不可欠となる。[75]

これに対して、外国法人が日本で継続的事業活動（doing business）に従事していても、民訴法には国際裁判管轄を根拠づける裁判籍の規定がなかった。日本において継続的事業が行われていることを根拠として一般的な事件または業務関連事件についての国際裁判管轄を認める考え方は、[76] 五の立法提案が実現すれば、明文の根拠を持つことになる。

五　国際裁判管轄立法の考え方

（1）業務関連管轄説の採用

日本の国際裁判管轄立法は、民訴法第一節「日本の裁判所の管轄権」に第三条の二から第三条の一二の規定を設ける形で提案されることとなった（以下では「改正民訴法案」として引用する）。改正民訴法案三条の二第三項は、日本の「裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき」は管轄権を有するとする。[77] これは、事務所一般管轄説を否定する立場に立つものと思われる。すなわち、外国法人等については、日本における主たる事務所等を根拠として一般的な日本の国際裁判管轄を認めるべきではないという考え方である。

改正民訴法案三条の三第四号は日本の裁判所は、日本国内に事務所又は営業所を有する者等に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものについて、管轄権を有するものとしている。[78] これは、外国に主たる事

務所等を有する法人等に対する訴えについて、業務関連管轄説に立った新しい国際裁判管轄規則を提案したものといえる。

（2）制限的な継続取引（doing business）管轄の採用

改正民訴法案三条の三第五号は、日本の裁判所は、日本において事業を継続してする者に対する訴えでその者の日本における業務に関するものについて、管轄権を有するものとしている。[79] これは前述の米国の継続的事業活動（doing business）を根拠とする管轄を州内取引から生じた請求原因に基づく管轄に制限したルールにしたがったものと思われる。米国では、州内取引から生じた訴えに関する管轄は、継続的事業を根拠とする管轄に比べて、法廷地とのはるかに僅少な関連で認められるといわれることに注意すべきである。[80]

米国の継続的事業（doing business）に基づく管轄を業務と関連のない一般的な訴訟にまで認めるルールについては、日本その他の国の企業等が過剰管轄として批判してきたところである。しかし、日本においても外国会社については継続的事業に基づく立法管轄権（規律管轄権）を行使してきた（会社法八一七条以下参照）ところであり、会社法の規律に反して日本に代表者をおかない外国会社に対して、日本における業務に関連した訴えについて国際裁判管轄を認めても過剰ではないと考える。

日本においても従来から継続的事業活動を事業関連訴訟の管轄原因としてもよいという見解があった。[81] マレーシア航空機事件判決によって、財産関係事件についても国際裁判管轄は条理に従って決定されることになったのであるから、[82] 解釈論としても民訴法に規定のない管轄原因を認める余地があった。[83] 民訴法の裁判籍の存在は、条理判断を導く指標に過ぎない。上記の見解では、「継続的事業活動」に基づく管轄は、「事業活動を通じて利益を得ている

こと」を要件として、被告の予測可能性や公正さを損なわないこと、事業活動地は事業活動から生じる問題を審理するために証人尋問や証拠調べの点で適切であることが根拠とされている。

前述の破産法の場合と同様、国内土地管轄と区別された規定をおく改正民訴法案は二重機能説をとらないように思われるが[84]、民事訴訟法の場合は管轄原因が多様であり、破産法のように類型化され数が少ない国際破産管轄規定（四条）と国内土地管轄規定（五条）が同じ法律に規定されているのとは事情が異なると思われる。国際裁判管轄の規律を意図した規定であっても、それが国際的な要素を有する事案に適用されることを明らかにしないと[86]、一般市民や外国からみれば土地管轄規定と区別がつきにくい。

以上のようなわかりにくさは、そもそも改正民訴法案第一節の規律が国内事件についての裁判権行使の限界から発想されているからである。すなわち、改正民訴法案第一節は従来の意味での国際裁判管轄ルールを定めたものではないというべきである[85]。

（3）特段の事情論の適用範囲

改正民訴法案三条の九は、国際裁判管轄に関する一般的規律として特段の事情論を採用している[87]。しかし、以下に見るように、判例が形成してきた特段の事情論より明らかに適用範囲が広い。このような一般的ルールが濫用されると、米国のフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理のような予測可能性に欠ける管轄法制となるおそれがある。

改正民訴法案三条の九は、他の管轄ルールによって「訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合」においても、裁判所は、「事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、

日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。」と定める。

問題は、訴えについて管轄権を有することとなる場合を広げすぎると、他の管轄ルールによれば日本に国際裁判管轄があると認められるような場合でも、提案に掲げられた「特別の事情」の具体的な考量によって事後的に国際裁判管轄がないという結果になりうる点である。これでは事前にルールを設けた意味がなくなってしまうのではないだろうか。とりわけルールの法的安定性が求められる一般的な管轄の場合にこれを事後的に覆すことは、当事者から予測可能性を奪い、当事者の期待に著しく反するといえる。

そもそも判例の特段の事情論は、「原告は被告の法廷に従う」ことを当然の原理として受け入れた上で、被告が日本に住所を有さない場合についての国際裁判管轄を決定することを意図している。したがって、改正民訴法案三条の九が、被告が日本に住所を有しており普通裁判籍が認められるような場合にまで特段の事情によって訴えを却下できるとするものであれば、特段の事情論を判例が認めた範囲を超えて拡張するものといえる。

判例による特段の事情論は、被告の住所が日本にない場合に、日本とどのような法的関連があれば日本の国際裁判管轄が肯定できるのかについて、民訴法の土地管轄規定から逆推知した結果を修正する機能を有している。したがって特段の事情論も修正逆推知説と呼ばれる。しかし、特段の事情論が生まれたのは、もともと逆推知説が例外を認めないものと理解されたからである。すなわち、逆推知説とは、国内に裁判籍があれば国際裁判管轄を肯定し、それが国内になければ国際裁判管轄を否定するという例外を許さない公式と解釈されたからである。

逆推知説は、「国内の裁判籍＝国際裁判管轄」の等式であるという理解を前提に、国際的裁判管轄が純国内的な立場から決定されることになるので、「国際的な考慮を通して国際民事訴訟法上の裁判管轄の分配原則としての合

理性を具え、かつ、国際的に妥当するような国際的管轄権の原則の確立は所期し難い[88]」という批判がされることとなった。

さらに、マレーシア航空事件判決[89]が、国際裁判管轄については国際法でも国内法でもよるべきルールがないので、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当」と述べていたにもかかわらず、これが「条理の内容＝民訴法の土地管轄規定」という結びつけをし、しかも例外的処理の余地を残さないものと批判された[90]。

そこで、最高裁はファミリー事件[91]において、マレーシア航空事件判決が述べた民訴法の裁判籍によって国際裁判管轄を見いだす逆推知説による定式を維持する一方で、下級審で有力となっていた特段の事情論を採用し、「我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。」として例外的処理の方法を確認したのである。

もともと逆推知説が例外的処理の余地を認めていたことは、従来から指摘されている[92]。また、逆推知説が依拠したと思われるドイツの二重機能説も、「渉外事件の特性に応じて国内管轄規定を修正解釈する余地がありうることは当然の前提とされる」といわれている[93]。二重機能説では、国内土地管轄は国際裁判管轄の指標となるにすぎないからである。そもそも国際裁判管轄に関しては法廷地国が訴訟の実質法上の結果を左右するので国際的な場面では利害対立が大きく、外国判決の承認も確実とはいえない。このように、国内裁判管轄法規とは事情が異なるので、国際裁判管轄を土地管轄から機械的に導くことは禁止されているともいわれる[94]。

日本の学説の「対立」を整理すると、国内土地管轄規定を一応の基準として承認しつつ、国際的観点を含めた具体的妥当性の観点からの修正調整を目指す点でほぼ共通しているという指摘もある[95]。このような整理からは、日本

の学説はドイツにおける二重機能説にきわめて近いスタンスをとっているといわれるのである。[96]

以上のように、特段の事情論は、逆推知説は国際的な考慮に基づく修正を許さないのだという不正確な理解を前提として、その修正原理として発展させられたといえる。では、二重機能説によらない立法において、特段の事情論を国際裁判管轄の一般条項として設ける必要があるのだろうか。

立法する過程においてすでに特段の事情（当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念）の考慮をして国内土地管轄規定とは別個の国際裁判管轄ルールを制定した以上、ふたたび国際裁判管轄ルール自体を特段の事情で修正する余地を残すというのは極めてわかりにくい考え方である。せっかく制定した国際裁判管轄ルールによって「訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合」であるのに、ルールの適用結果を明確に否定できるような一般条項を設けるというのであれば、提案者はその必要性をわかりやすく説明する責任がある。

おわりに

外国法人等の事務所・営業所を基礎とする一般管轄説に対する業務関連管轄説の批判は説得的ではない。しかし、五の立法提案では事務所一般管轄を否定し、業務関連管轄が採用されている。

もともと一国の国際裁判管轄は、個々の裁判管轄規定の総和として存在するのであって、過剰管轄と評価される管轄原因でさえその一部となり、全体として漏れのない編み目になっていると考えられる。[97] したがって、国家は条約を締結して関係する当事者や国家相互の利害を調整するシステムに加入しない限り、自らの裁判権行使の範囲を自主的に縮減しないのが通常である。[98]

他方で、日本が進んで事務所一般管轄を否定し、業務関連管轄を採用したとしても、全体として日本の国際裁判

管轄に穴があかないように自己調整できれば、システムとしての国際裁判管轄の機能は損なわれることはないともいえる。

具体的な裁判例からは、義務履行地管轄および営業所の業務関連管轄が事務所一般管轄の代替的管轄として機能する可能性が高いことがわかる。外国法人等が日本に代理店や子会社や関連会社を設け、これらの事業拠点のネットワークを統括することで利益を得ている場合には、個々の事業拠点の法人格の相違にかかわらず、これらを外国法人等の事務所・営業所と解して国際裁判管轄の根拠としてもよい。(99) また、継続的事業（doing business）を基礎とする管轄も、事務所一般管轄の代替機能を有すると考えられる。

一般管轄との関係では、判例上の特段の事情論は被告の住所地管轄を当然の前提としていることに注意すべきである。したがって、判例理論の延長で立法する場合には、被告の住所地管轄を特段の事情論で否定することのないように規定すべきなのである。特段の事情論の適用範囲を限定しないと、管轄の安定性を損なうおそれがあるからである。

特に改正民訴法案のように二重機能説を採用しないで立法するときには、住所や義務履行地などの様々な管轄原因が、国内土地管轄規定と国際裁判管轄規定にそれぞれ定められることになり、利用者にとって国際裁判管轄ルールを発見するのは容易ではない。もっと深刻なのは、特段の事情論の機能まで変質してしまうことである（図1参照）。特段の事情論は、国際裁判管轄ルールとしてふさわしくないような国内土地管轄規定を修正して事後的に適切なルールを設定する機能を有しているが、あらたな改正民訴法案三条の九の「特別の事情」には、事前に設定された国際裁判管轄規定そのものを修正するより強い機能を付与することになってしまう。

「訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合」にも、特別の事情があると認めるときは裁判所

図1

従来の特段の事情論 国内土地管轄規定→裁判籍あり→特段の事情あり＝国際裁判管轄否定 改正民訴法案三条の九 国際裁判管轄規定→国際裁判管轄あり→特別の事情あり＝国際裁判管轄否定

に訴えを却下することができる権能を与えるというのは、米国のフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理を導入するのと変わらない。むしろ米国のフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理のほうが、裁判所による裁判権行使の権限を留保しながら、条件付却下の制度などを利用して代替的法廷地における被告の訴訟行為をコントロールできる点で[100]、管轄法制として優れているとさえいえる。

改正民訴法案三条の九の「特別の事情」による一般条項は、①被告の住所地管轄が認められる場合には適用しないこと、および②真にやむを得ないような特別の事情がある場合にのみ「伝家の宝刀」として発動できるように解釈すべきである。

筆者としては、むしろ二重機能説を採用し、そのままでは国際裁判管轄ルールの指標とならないような国内管轄規定（たとえば民訴法五条一号の義務履行地管轄）を改正し、消費者契約および労働関係の管轄を加えたうえで、特段の事情論に基づく修正ルールを設けるほうが、管轄に関する当事者の予見可能性が高く、かつ、透明性の高いすっきりした立法であると考える。この場合には、外国法人等の普通裁判籍の特則を定める現行民訴法四条五項は削除しても、同法五条五号の「事務所・営業所」や業務関連性を柔軟に解釈すれば、原告が日本において裁判を受ける権利も国際裁判管轄全体としては確保される[101]。

最後に、「日本の裁判所の管轄権」を定める改正民訴法案第一節の規律が、国内事件についての裁判権行使の限界から発想されている点は重要である。すなわち、改正民訴法案第一節の規定は従来の意味での国際裁判管轄ルールを定めたものではない。このような管

轄立法の考え方をどう評価するかは今後の課題であるが、少なくとも規定が国際的事案にも適用されることがわかりにくいのは難点である。[102] 国際裁判管轄ルールに関する従来の理解と大きく異なる変更を提案する場合には、ルールの利用者に対する説明が責務である。

（1）　本稿は、国際私法学会二〇〇八年度春季研究大会シンポジウム「国際裁判管轄立法に向けて（1）」二〇〇八年五月一一日（日）の報告原稿をもとに、背景的な検討と最近の立法動向を加えて全面的に書き直したものである。作成に当たっては、科学研究費補助金（特定領域）「グローバル・ユーザーのための日本型金融取引モデルの構築」（課題番号16090203）および科学研究費補助金（基盤研究B）「東アジアにおける国際民商事紛争解決システムの構築」（研究課題番号21330011）の補助を受けた。

（2）　本稿では、表現の簡潔さのために、普通裁判籍と特別裁判籍に対応させて、事件の種類・内容を問わない国際裁判管轄を「一般管轄」、事件の種類・内容毎に定められる国際裁判管轄を「特別管轄」という場合がある。この用法は、“general jurisdiction”および“specific or special jurisdiction”の区別として米国の判例・学説が用いるものであり、国際裁判管轄を「一般管轄（権）」、国内土地管轄を「特別管轄（権）」と呼ぶフランスの用法とは異なる。後者の用法は、日本においても池原後掲注(5)が採用している。

（3）　平成二〇（二〇〇八）年九月三日、法務大臣から法制審議会に対して「経済取引の国際化等に対応する観点から、国際裁判管轄を規律するための法整備を行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問（諮問第八六号）がされ、平成二二（二〇一〇）年二月五日法制審議会答申（国際裁判管轄法制の整備に関する要綱）（以下「要綱」という）が示された。これを受けて、同年三月二日第一七四回国会に民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案とその要綱が提出された。以下では便宜のため「改正民訴法案三条……」および「法律案要綱」として引用する。

（4）　日本が締結する個別の分野に関する条約および国内立法における国際裁判管轄規則については、野村美明「日本における国際裁判管轄の基本原則」『企業と法創造』四巻一号二三五頁以下（二〇〇七年）参照。

（5）　池原季雄「国際的裁判管轄」『新・実務民事訴訟法講座七』三頁以下、特に一五頁（一九八二年）参照。

（6）　最判昭和五六年一〇月一六日民集三五巻七号一二二四頁（以下では「マレーシア航空事件判決」という。）、最判平成

九年一一月一一日民集五一巻一〇号四〇五五頁（以下では「ファミリー事件判決」という。）および最判平成一三年六月八日民集五五巻四号七二七頁（ウルトラマン事件判決）参照。さらに、離婚の国際裁判管轄に関する最大判昭和三九年三月二五日民集一八巻三号四八六頁、最判平成八年六月二四日民集五〇巻七号一四五一頁（ドイツ離婚判決事件）も、日本に住所を有さない被告に関する事件である。

(7) この定式は、後述するようにマレーシア航空事件判決で述べられファミリー事件判決において特段の事情論に対する原則としての意味が明らかにされた。野村美明「日本法人がドイツに居住する日本人に対して契約上の金銭債務の履行を求める訴訟につき日本の国際裁判管轄が否定された事例」私法判例リマークス一八号一九九九上一六〇頁以下参照。

(8) これを理論的に展開したのは、兼子一『民事訴訟法概論』（昭和一三（一九三八）年）四四～四五頁、『新修民事訴訟法体系（増訂版）』［五九］六六頁（一九六五年）である。

(9) 民訴法二九条（法人でない社団等の当事者能力）参照。

(10) 民訴法四条五項はさらに、日本国内に事務所または営業所がないときは「日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所」により定まると規定するが、これについては後述する。

(11) マレーシア航空事件判決、前掲注(6)参照。

(12) 新堂幸司・鈴木正裕・竹下守夫編『注釈民事訴訟法（1）裁判所・当事者（1）』前注［国際裁判管轄権］八六頁以下、一〇〇～一〇二頁［道垣内正人］（一九九一年）および池原前掲注(5)一六頁～一九頁およびその注三三参照。

(13) 下級審で有力となっていた特段の事情論による一般原則の修正を認めたものである。野村前掲注(4)参照。

(14) 前掲注(6)参照。

(15) 池原前掲注(5)二三頁参照。

(16) 道垣内前掲注(12)一一一頁参照。

(17) 大正一五（一九二六）年法律六一号。

(18) 石黒一憲「国際金融取引と国際私法」鈴木禄弥・竹内昭夫編『金融取引法体系3』二六九～二七〇頁（一九八三年）参照。

(19) 野村美明「法人その他の社団・財団の管轄権」、高桑昭・道垣内正人編『国際民事訴訟法（財産法関係）』五九頁以下、

六一～六二頁（二〇〇二年）参照。中野俊一郎「国際裁判管轄の決定方法とわが国学説・判例の形成過程」、福永有利他編『民事訴訟法の史的展開』四一頁以下、四六～四七頁（二〇〇二年）はこの点について断定を避ける。

(20) 二重機能説の核心部分は、土地管轄と国際裁判管轄は、前者が特定の裁判所の裁判権行使であり後者が一国の裁判所としての裁判権行使である点で区別されるべきであるが、「土地管轄と国際裁判管轄は管轄原因または要件において結びついている」というものである。Haimo Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht, 4. Auf. (2006)、二三六段落八六頁参照。上記引用部分はドイツの判例である。なお、二重機能説を具体的な解釈方法からみると、国際裁判管轄規則を土地管轄規定から逆推知する「逆推知説」となる。

(21) 大正一五年改正については、中野前掲注(19)四七～四八頁および後掲注(24)参照。

(22) 大正一一（一九二二）年法律第七一号。

(23) 大判明二八（一八九五）年二月一五日民録一一輯一七五頁。

(24) 中野前掲注(19)頁は、大正改正当時の二重機能説的な理解が逆推知説につながるが、論議の不十分さが、「後に明文規定の欠如を強調する条理説を生む下地になった」と指摘する。

(25) 高桑昭「破産事件の国際的管轄権」ジュリスト九六七号五五頁以下、五六頁（一九九〇年）、伊藤後掲注(27)全訂第三版一一九頁（二〇〇〇年）参照。

(26) 承認援助法（平成一二年法律第一二九号）で外国倒産手続の承認管轄は「外国倒産処理手続が申し立てられている国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所がある場合」とされることになったので、審理管轄との相違を明確化する必要もあった。

(27) 立法の経緯については、伊藤眞『破産法［第四版補訂版］』一四六頁（二〇〇六年）、詳細は山本和彦『国際倒産法制』一三四～一三八頁（二〇〇二年）参照。

(28) 平成一六（二〇〇四）年六月二日法律第七五号。

(29) この管轄は専属管轄である。破産法六条参照。

(30) 前掲注(23)参照。

(31) 商法四七九条八項による七八条の規定の準用。

(32) 平成一七（二〇〇五）年法律八六号。

(33) これに対して、平成一七年改正前の商法七八条に該当する会社法五九九条四項は、「持分会社を代表する社員は、持分会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する」と規定する。

(34) 木棚照一・松岡博・渡辺惺之『国際私法概論［第五版］』二八八頁［渡辺］（二〇〇七年）は、日本の裁判籍規定は、大正一五年改正によりヨーロッパにおける共通理解から大きくはずれ、独自の拡張的な規定となったという。

(35) 平成一四年改正前商法四七九条参照。

(36) 神田秀樹『会社法［第一〇版］』三四三頁（二〇〇八年）参照。

(37) 商法も、昭和二五年改正前までは、外国会社が日本に支店を設けたときは、日本に成立する同種のものまたは最もこれに類似するものと同一の登記をすることを求め、登記をするまでは他人はその法律の成立を否認することができると定めていた（昭和一三年改正四七九条参照）。野村美明「外国会社の規律―居留地からグローバル社会へ」ジュリスト一一七五号二一頁以下、二五頁（二〇〇〇年）参照。

(38) ニューヨーク事業会社法（New York Business Corporation Law）三〇四条は、内国法人又は外国法人は、その設立定款又は認可申請書において州務長官を訴状受取代理人に指名しなければ、この州で取引を継続して行うために設立され又は認可されないと規定する。

(39) Weinstein, Korn & Miller, *New York Civil Practice*: CPLR *P 301.16* (2004)、野村美明「米国の裁判管轄ルールからみたハーグ管轄判決条約案と日本の立場」『国際私法年報』第四号二一四頁以下（二〇〇三年）参照。

(40) 野村前掲二一八～二一九頁参照。

(41) ニューヨーク州民事手続法及び規則（New York Civil Practice Law and Rules）三〇二条(a)一、野村前掲注(39)二一八頁および二二三頁参照。

(42) 始関正光「平成一四年改正商法の解説（4）」民事月報五八巻二号七頁以下、四五～四六頁（平成一五（二〇〇三）年）参照。

(43) 国際裁判管轄研究会「国際裁判管轄研究会報告書（1）」、第二の三【乙案】、NBL No. 883、三七頁以下、四〇～四一頁（二〇〇八年）参照。

(44) 国内土地管轄規定の民訴法四条四項も主たる事務所や本店について同様に解されている。国際裁判管轄についてこれと異なる解釈をする理由はないと思われる。

(45) 民事及び商事事件における裁判管轄並びに判決の執行に関する二〇〇〇年一二月二二日の欧州共同体（EC）理事会規則（ブリュッセルI規則）二条一項、六〇条二項参照。

(46) 改正民訴法案三条の五は、会社法など「日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴え」の特定のものについて、日本の裁判所の専属管轄を認める。

(47) 池原前掲注(5)二三頁、参照。

(48) 道垣内前掲注(12)一一一頁参照。

(49) 池原前掲注(5)二四～二五頁注四は、一九七一年に作成された「外国判決の承認及び執行に関するハーグ条約」（一九七九年発効）一〇条二号および欧州共同体（EC）の民事及び商事事件における裁判管轄並びに判決の執行に関するブリュッセル条約五条五項を、営業所または支店の所在に基づく管轄を業務関連紛争に限定すべき根拠としてあげる。

(50) Council Regulation (EC) No 44/2001 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, OJ L 12, 16.1.2001.

(51) 英語は“a dispute arising out of the operations of a branch, agency or other establishment”である。なお、「支店、代理店その他の施設」は、被告の子会社に適用されるなど、実質的な解釈がされている点に注目すべきである。

(52) ブリュッセルI規則附則一参照。

(53) 野村前掲注(39)および道垣内正人『ハーグ国際裁判管轄条約』三三～三九頁（二〇〇九年）参照。

(54) 判時一〇七五号一三七頁。

(55) 最判平成四年一〇月二〇日の下級審として民集四六巻七号一一三五頁掲載。

(56) 金融法務事情一七〇六号四〇頁。森下哲朗「信用状取引の準拠法・国際裁判管轄」ジュリスト一二九一号二九二頁（平成一六年度重判）参照。

(57) 判例時報一九七四号一五六頁。森下哲朗「国際訴訟競合となる内国での債務不存在確認請求訴訟提起が認められた事例」ジュリスト一三五三号一四四頁参照。

(58) 原茂太一「ワルソー条約における裁判管轄権について」空法二六号五一頁以下、五六頁（一九八五年）参照。

(59) なお、同条二項は、一定の場合に旅客の恒常的居住地に管轄を認めている

(60) 森下哲朗前掲注(56)二九二頁以下、二九三頁は特段の事情はないとした結論を正当とするから、判決が民訴法四条五項に基づく一般管轄を認めたことを肯定するものと思われる。

(61) *Dicey, Morris and Collins on the Conflict of Laws*, 三三二―三一三段落（二〇〇六）は、受益者と発行銀行との間の法律関係の場合には、特徴的給付は確かに支払い義務の履行であるが、特徴的給付者の本拠地が最密接関係地であるとの推定（ローマ条約四条二項）は働かず、条件に合致した書類を提示した受益者に支払いをする義務の履行地が「より密接な関係を有する他の国」（ローマ条約四条五項、ローマⅠ規則四条三項「明らかにより密接な関係を有する国」に該当する。）であると解釈すべきであるので、義務履行地国法が準拠法となるという。法例七条（適用通則法七条も同旨）の黙示の意思の解釈について、森下前掲注(56)二九四頁参照。

(62) 岡野祐子・『法と政治』（関西学院大学）五六巻三・四号三七頁以下、四二～四七頁（二〇〇五年）参照。

(63) 会社法八二一条参照。ただし、他にも多数みられるような投資目的の特別目的会社であれば、継続取引の禁止には反せず、同条二項のサンクションは適用されないといえる。

(64) 判例時報一一九六号八七頁

(65) Nai-Chao v. Boeing Co., 555 F.Supp. 9 (N.D.Cal. 1982).

(66) 金融・商事判例一一三三号二四頁。

(67) 連邦控訴裁判決による。Cheng v. Boeing Co., 708 F 2d 1406, 1408 (9th Cir. 1983).

(68) 野村美明「航空機事故訴訟と国際的裁判管轄――日米比較の一視点――」阪大法学四〇巻二号三四一頁以下（一九九〇年）参照。

(69) 松岡博『国際取引と国際私法』二三頁（一九九三年）は国際裁判管轄の解釈論として継続的事業地の管轄を主張し（業務関連性を求める）、⑤判決についても同旨を主張する（業務関連性を要求しない。六〇～六一頁参照。）。継続事業に基づく管轄については、改正民訴法案三条の三第五号参照。

(70) 松岡前掲六一頁参照。

(71) 判例時報一九四一号一二四頁。
(72) Lexis 判例速報〇八〇〇四（Lexis 判例速報二七号）。
(73) 判例時報二〇二八号六〇頁。
(74) ⑦判例解説、Lexis 判例速報一九号七一頁以下（田中美穂）参照。
(75) ＥＵの域内向けの事務所業務関連管轄ルールも、「支店、代理店その他の施設」および「業務」についての欧州司法裁判所の柔軟で実質的な解釈があってこそ維持されていると考えられる。前掲注(51)の本文参照。
(76) 松岡前掲注(69)参照。
(77) 中間試案第一の三と同趣旨である。
(78) 中間試案第二の四①と同趣旨である。
(79) 中間試案第二の四②と同趣旨である。
(80) 野村前掲注(39)参照。
(81) 松岡前掲注(69)参照。
(82) 離婚事件に関して、最大判昭和三九年三月二五日民集一八巻三号四八六頁および条理説に立つことを明言した最判平成八年六月二四日民集五〇巻七号一四五一頁参照。
(83) ドイツの二重機能説では、土地管轄規定を事実上無視するような解釈は許されないという。河野俊行「国際裁判管轄における普通裁判籍と特別裁判籍」ジュリスト二九頁以下、三一頁（二〇〇九年）参照。
(84) 「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」平成二一年七月（以下「補足説明」という。）三頁参照。
(85) 前掲補足説明三頁参照。
(86) 不法行為管轄の場合は、外国的要素に言及せざるを得ない。しかしながら、改正民訴法案三条の三第八号は、不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとしながら、「（外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く。）」というかたちで裏から規律している。このような迂遠でわかりにくい書き方をせざるをえないのも、改正民訴法案第一節が国内事件についての裁判権行使の限界から規律しているからである。前

掲補足説明三頁参照。

(87)　中間試案第六と同趣旨である。

(88)　池原前掲注(5)一七頁。

(89)　前掲注(6)および前掲注(14)の本文参照。

(90)　道垣内前掲注(12)一〇〇～一〇一頁参照。

(91)　前掲注(6)および前掲注(13)の本文参照。

(92)　中野前掲注(19)四九～五〇頁参照。逆推知説に分類されることの多い江川説も、国際裁判管轄権を定める規定がない場合は、「渉外的法律関係自体の性質から特別に解すべき理由のない限りは」国内訴訟法上の管轄権に関する原則を類推適用するという方法を主張していた。江川英文「国際私法における裁判管轄権」法学協会雑誌六〇巻三号三七三頁以下（昭和一七（一九四二）年）参照。

(93)　中野前掲注(19)四三～四四頁参照。

(94)　以上について、Schack 前掲注(20)一三六段落八六～八七頁参照。

(95)　小林秀之・村上正子『国際民事訴訟法』三八頁（二〇〇九年）参照。

(96)　河野前掲注(75)三一頁参照。

(97)　日本で法的に認められうる権利を有する原告の請求について国際裁判管轄規定がないという理由で国際裁判管轄を認めないのは、憲法の保障する裁判を受ける権利を否定するものである。したがって、国際裁判管轄は漏れのない規範の編み目になっていると考えるべきで、緊急管轄の存在や成文規定の欠如を理由に国際裁判管轄を否定することはできないのはこのような裁判管轄の一体性による。最大判昭和三九年三月二五日民集一八巻三号四八六頁、最判平成八年六月二四日民集五〇巻七号一四五一頁（ドイツ離婚判決事件）および**四**参照。

(98)　野村前掲注(39)三四八頁以下参照。

(99)　田中前掲注(74)参照。

(100)　判例による特段の事情論と米国のフォーラム・ノン・コンビィニエンスの法理との比較および条件付却下の機能と実例については、野村前掲注(68)三四六～三五一頁、三五九頁および三六五頁以下に掲げた裁判例を参照。

(101) 緊急管轄については、明文規定をおかなくとも憲法三二条の裁判を受ける権利を保護するために、当然認められるべきだと考える。前掲注(97)参照。

(102) 第一節の規律は、従来の国内土地管轄規定が国際裁判管轄規定の機能を果たすという意味での二重機能説ではない。しかし、対内的な裁判権行使の限界と対外的な裁判権行使の限界を同時に規律するという二重機能を果たす。後者を二重機能説と呼ぶのは議論を混乱させるので、避けるべきである。なお、後者のような裁判権の限界確定ルールの考え方は、米国の州裁判権に関する最高裁理論に極めて近い。米国のフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理に近い「特別の事情」による規律と合わせ、立法の基礎をなす基本理論の検討が必要である。